

4. 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び施行規則

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）

平成 5 年 9 月 30 日

条例第 28 号

(廃棄物減量等推進審議会)

第 9 条 一般廃棄物の減量、処理及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、町田市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量、処理及び再利用の促進等に関する事項について調査審議し、市長に答申する。
- 3 審議会は、委員 20 名以内をもって組織する。
- 4 委員は、市民、事業者、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町田市規則(以下「規則」という。)で定める。

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

平成 6 年 3 月 31 日

規則第 19 号

第 2 章 廃棄物減量等推進審議会等

(廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定により設置する町田市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 審議会は、会長が招集する。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(部会)

第5条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第6条 審議会に関する庶務は、環境資源部ごみ減量課で処理する。

(平 16 規則 23・平 20 規則 50・一部改正)

5. 審議会関係

(1) 審議会名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属
学識 経験者	◎細見 正明	東京農工大学大学院教授
	後藤 逸男	東京農業大学応用生物科学部生物応用化学科教授
	○広瀬 立成	首都大学東京名誉教授
	百武 ひろ子	早稲田大学芸術学校都市デザイン科講師
事業者・ 関係団体	垣見 龍次 (平成 22 年 7 月まで)	町田市町内会・自治会連合会
	岡村 順司 (平成 22 年 8 月から)	
	石川 光男	町田商工会議所
	富岡 秀行	町田市商店会連合会
	金子 忠夫	町田市農業協同組合
	有海 洋三 (平成 21 年 10 月まで)	株式会社 三和
	西原 一雅 (平成 21 年 11 月から)	
	谷村 達夫	町田市廃棄物減量等推進員
市民委員	赤岸 晃三	一般公募
	佐藤 世詩則	一般公募
	田中 誠	一般公募

◎：会長 ○：副会長

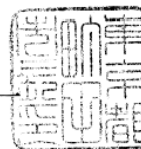
(2) 諮問書

2009年6月24日

町田市廃棄物減量等推進審議会

会長 細見正明 様

町田市長 石 阪 丈



「町田市一般廃棄物資源化基本計画」について（諮問）

今日のごみ問題は、地球環境の保全という大きな問題に直結するものとして捉えられています。大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルの見直しによって、地球環境負荷の低減という課題解決の一翼を担っていく必要があります。

東京都の多摩地区は、全国的に見てもリサイクルの進んだ地域とされています。とりわけ、多摩の25市1町で運営する二ツ塚最終処分場のエコセメント化施設は、焼却灰の埋め立てをしないという初めての施設であり、全国的にも注目を集めているところです。

こうした動きを受け、町田市では中期経営計画の戦略目標に環境先進都市を掲げ、「ごみゼロのまち」を目指す取り組みをすすめています。

町田市のごみ焼却施設である町田リサイクル文化センターは、稼動開始からすでに27年を経過し、現在稼動中の施設の中では、多摩地区で最も古いものの一つとなり、早晩、施設の更新が必要な状況にあります。

また、2005年には家庭ごみの有料化を導入し減量化に一步を踏み出しましたが、清掃工場の状態や資源リサイクルの状況を考えると更なる取り組みを展開する必要があります。

こうした中で、2006年10月に「ごみゼロ市民会議」はスタートしました。この市民会議では、134名もの市民が約1年かけて、自分たちでできることや市への要望等を報告書にまとめて頂きました。市ではこの提言を受け止め、現在はこれをベースに施策展開を図っています。

家庭用生ごみ処理機の購入助成や大型生ごみ処理機の貸し出しによる、堆肥化の推進、市民が不用品をごみとして出さず資源として自ら持ち寄るリサイクル広場の展開などはこうした取り組みの一例です。

また、剪定枝資源化センターを設置してのごみの減量、資源化による土壌改良材の有機栽培への展開も実施しているところですが、更に長期展望に立ったごみゼロ施策を進める必要があると考えています。

こうしたことから、町田市では「作らない・燃やさない・埋め立てない」を基本理念に、ごみゼロに向けた町田らしい計画の策定が喫緊の課題となっています。つきましては、町田らしい「町田市一般廃棄物資源化基本計画」について貴審議会に諮問します。

(3) 審議会の経緯

	日時 場所	主な議題	その他
第1回	2009年6月24日 市役所本庁舎	・今後の進め方について ・プラスチック資源化調査について	○市内5地区（南、堺、町田、鶴川、忠生）で、意見交換会開催（2009年9～10月） テーマは町田市のごみの現状やプラスチックの実験について
第2回	8月3日 リサイクル文化センター	・町田市のごみ処理の現状と課題について ・プラスチックの資源化調査等について	
第3回	9月7日 リサイクル文化センター	・プラスチックの資源化実験等について ・地域懇談会の開催について	
第4回	10月27日 リサイクル文化センター	・地域懇談会について（プラスチックに関していただいた意見） ・プラスチックの資源化実験等について	
第5回	11月17日 森野分庁舎	・地域懇談会について（まとめ） ・生ごみの資源化について	
第6回	12月15日 リサイクル文化センター	・生ごみの資源化について	
第7回	2010年1月12日 リサイクル文化センター	・生ごみの資源化について	○市内5地区（南、堺、町田、鶴川、忠生）で、プラスチックの資源化のための収集実験実施（2010年3～5月）
第8回	3月9日 リサイクル文化センター	・ごみの減量・資源化の基本理念・方針及び目標について	
第9回	4月15日 森野分庁舎	・事業系ごみとその他の資源化物について ・生ごみ資源化の比較 ・生ごみの自家処理の減量可能性調査の実施について（案） など	○プラスチックの資源化実験で集めたプラスチックの圧縮実験（6月）
第10回	5月18日 リサイクル文化センター	・事業系ごみとその他の資源化物について ・ごみの減量・資源化の基本理念・方針及び目標（案）について など	
第11回	6月15日 リサイクル文化センター	・事業系ごみとその他の資源化物について ・プラスチックごみ圧縮実験についての報告 ・メタン発酵施設について など	○プラスチックの資源化実験参加者へのアンケート（6月）
第12回	7月13日 リサイクル文化センター	・事業系ごみとその他の資源化物について ・ごみの減量・資源化の基本理念・方針及び目標（案） ・中間答申について など	
第13回	8月16日 森野分庁舎	・生ごみ、農家アンケート結果について ・プラスチック実験アンケート結果について ・ごみの減量・資源化の基本理念・方針及び目標（案）について など	○生ごみの自家処理の可能性調査（市民1000名の調査）（6月） ○生ごみ肥料の利用可能量調査（市内農家1000軒）（6月）
第14回	9月9日 リサイクル文化センター	・プラスチック実験結果広報原稿（案）について ・基本理念と基本方針（案）について ・中間答申（案）について	

第 15 回	9 月 29 日 森野分庁舎	・ 基本理念と基本方針（案）について ・ 中間答申（案）について ・ 地域懇談会及びパブリックコメントの日程について	
第 16 回	10 月 18 日 リサイクル文化センター	・ 中間答申（案）について ・ 地域懇談会について	
第 17 回	11 月 8 日 リサイクル文化センター	・ 中間答申（案）について ・ 地域懇談会について	
	11 月 11 日 町田市役所	・ 市長に中間答申	
第 18 回	12 月 8 日 なるせ駅前市民センター	・ ごみ・資源の分別品目について ・ プラスチックごみの資源化について	
	12 月 21 日～ 2011 年 1 月 20 日	・ 中間答申のパブリックコメントの実施	
第 19 回	2011 年 1 月 24 日 森野分庁舎	・ 地域懇談会の結果及び今後の課題について ・ 分別収集の種類、区分、処理について ・ し尿処理計画の追加について	
第 20 回	2 月 7 日 リサイクル文化センター	・ パブリックコメントの結果と考え方について ・ 答申案について ・ し尿処理計画について	
第 21 回	2 月 22 日 リサイクル文化センター	・ 答申案について	
第 22 回	3 月 18 日 リサイクル文化センター	・ 答申案について	
	3 月 28 日 町田市役所	・ 市長に答申	

(4) 答申書

2011年3月28日

町田市長 石 阪 丈 一 様

町田市廃棄物減量等推進審議会
会 長 細 見 正 明

「町田市一般廃棄物資源化基本計画」について（答申）

2009年6月24日に本審議会に対し諮問のありましたこのことについて、10回の地域懇談会やパブリックコメントなどでいただいた市民の意見を反映しつつ、22回に及ぶ審議会で議論を重ねてきました。

その結果、町田市が今後目指すべきごみの資源化や減量についての基本的な方向性を示す「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を別紙のとおりまとめましたので、ここに答申します。

つきましては、この計画の基本理念にのっとり市民・事業者・行政の協働のもとに、ごみの資源化等環境負荷の低減を図り、町田らしい地域と共生する持続可能な循環型社会が早期に実現するよう本計画が円滑に推進されることを望みます。

6. パブリックコメントの実施結果

「町田市一般廃棄物資源化基本計画中間答申」 パブリックコメント実施結果

町田市廃棄物減量等推進審議会

実施概要

1. 意見の募集期間

2010年12月21日（火）から2011年1月20日（木）まで

2. 意見の募集方法

- 「広報まちだ12月11日号」に概要掲載
- 「町田市ホームページ」に内容掲載

3. お寄せいただいたご意見の概要及び市の考え方

9名と1団体から30件のご意見をいただきました。

ご意見の内容及び意見に対する廃棄物減量等推進員議会の考え方は、次ページからのとおりです。

※お寄せいただいたご意見は取りまとめの都合上、集約して掲載しています。

「町田市一般廃棄物資源化基本計画中間答申」に関するご意見の概要と

町田市廃棄物減量等推進審議会の考え方

1 生ごみについて

ご意見の概要	廃棄物減量等推進審議会の考え方 () は答申での該当ページ
生ごみ処理機の普及への取り組みや肥料化、バイオガス化の量的対応をきめ細かく投資効率、市場効率、商品効率にわたって検証する必要がある。しかし時間が無いので、行政の検討課題として、専門家による比較検証も踏まえ施策の選択を図るという主旨を示すべき。	具体的な施設の整備計画にあたっては、ご指摘のとおり専門家による検証が不可欠だと考えています。さらに広い意味で、「市民の理解を得ながら計画を進める」旨を答申に盛り込んでいきたいと考えています。 (該当 22, 23, 27, 28 ページ)
生ごみ処理機又は発生した生ごみを自分で処理している家庭に補助金を出すべき。	生ごみ処理機の購入補助は、すでに実施しています。自家処理は、有料袋を使わないという金銭的インセンティブがあると考えています。(該当 22 ページ)
100%の資源化は現実を見据えると無理ではないか。	ご指摘のとおり高い目標ではありますが、市民・事業者・行政が協働し、それぞれの役割を果たすことで、その目標を目指したいと考えています。(該当 20, 22 ページ)
きちんとした数値目標と具体策を連動させた計画を明示するべき (3件)。	生ごみの資源化に関しては、審議会において充分議論してきましたので、最終答申の中で目標値と具体策を示したいと考えています。 (該当 20 ページ)
家庭での処理量を適正に設定することが重要ではないか。	ご指摘のとおり、処理施設の規模を考える上で家庭での処理量を見極めることが重要です。最終答申では、具体的な目標値と達成に向けた施策を示したいと考えています。(該当 20 ページ)
生ごみ処理機は普及に限界があるのではないか (2件)。	生ごみ処理機の現在の普及状況と、将来にわたる財政負担を検証しながら、目標を定めてまいります。(該当 20 ページ)

生ごみと剪定枝チップ、落ち葉、家畜糞で完熟堆肥を製造してはどうか。	現状では、生ごみ処理機で処理できない生ごみを分別することが難しく、また、堆肥を製造する場所についても周辺環境への配慮が必要なことから実現は困難だと考えています。(該当 22 ページ)
成功事例が少ないバイオガス化に疑問。他の選択肢はないのか。	42 万都市の町田に適した方法を、審議会で議論しました。生ごみの資源化としては、家庭での処理、肥料化を優先し、肥料としての資源化に適さない生ごみをバイオガス化します。施設の計画にあたっては、他の自治体等の成功例、失敗例などを参考にしながら議論を進めるべきだと考えています。(該当 22, 23 ページ)
迷惑施設設置の困難さや分別収集の困難さ、残渣や液肥の問題からバイオガスは反対である。	審議会では、検討を重ねた結果、生ごみのバイオガス化を選択しました。施設の計画にあたっては、環境に配慮し、市民の理解を得ながら進めることを答申に入れたと考えています。(該当 27 ページ)

2 プラスチックごみについて

行政の情報開示への遅滞の無い取り組みをするべき。	プラスチックのみならず、本計画の進捗状況などを速やかに周知する方法を、最終答申に入れたと考えています。(該当 33 ページ)
施設設置には効率的な対処を図り、取り組みを早期に行うべき。	プラスチックごみの資源化については、多くの方々からご要望をいただいております。審議会においても、実験を実施するなど検討を重ね、優先的に取り組む課題と位置づけました。資源化施設の計画にあたっては、市民の理解を得ながら早期に取り組むべきだと考えています。(該当 24, 27 ページ)
資源化に早く取り組むべき（4 件）。	

3 市民協働について

学識を含めた推進委員会を設置するべき。	計画の進行管理をする上で客観的な評価は必要と考えていますので、他の自治体の事例などを参考に議論してまいります。(該当 33 ページ)
---------------------	--

協働のイメージが不明確。	協働とは、市民、事業者、行政が知恵を出し合いながら、ともに協力してごみ減量のために行動することをイメージしています。 答申では、基本計画の数値目標達成を目的とした協働の場として、いろいろな方から広く意見を聞くために、「誰でも自由に参加できる場にする」「事業者が積極的に参加する場にする」「市民・事業者・行政が対等に意見を交換できる場にする」を盛り込んでいきたいと考えています。(該当 25 ページ)
市民が自らやるべきことは何か、行政が取り組むべきことは何かを明確にするべき。	ご指摘の点は、協働の実現のためには重要なことですので、最終答申では、市民、事業者、行政の役割について具体的に示したいと考えています。(該当 23～30 ページ)

4 計画の進行管理について

円卓会議などを設けて進行管理をするべき。	新たに「廃棄物減量等推進審議会」を立ち上げ、計画の進行管理を行っていくことを考えています。(該当 33 ページ)
----------------------	--

5 計画全体について

一般市民に分かりやすい計画を策定するべき。	専門用語には解説をつけ、より分かりやすいものにしてまいります。(該当 40～45 ページ)
「ごみ」ではなく「資源」という表現へするべき。	本計画では、わかりやすく「ごみ」と表現していますが、すべての「ごみ」を「資源」とよべる町になることを目指した計画内容だと考えています。(計画名など)
人を育てる仕組みをつくるべき。	将来を考えると非常に重要な問題ですので、具体的な施策を答申に入れたいと考えています。(該当 26 ページ)
モデル地域をつくるべき。	施策を具体化するにあたっては、必要に応じてモデル地区を設けて実験を行い、その結果を検証したうえで本格的に実施することも想定しています。(該当 22 ページ)

大局的に捉えれば環境資源部だけに止まらない規模で展開にするべき。	答申では詳細についてまで触れておりませんが、計画の実行には環境資源部以外の部門との協力が、適宜必要になってくると考えています。
----------------------------------	---

6 広報について

広報は分かりやすい質問形式にするべき。	答申では、具体的な形式については触れませんが、環境広報の発行は、計画推進に必要な情報や、計画の進捗を広く市民の皆様に伝えるために重要です。審議会としてもわかりやすい表現方法にするべきだと考えています。(該当 33 ページ)
---------------------	---

7 リデュースについて

ごみ処理よりもごみを作らない方法を商店などに提案するべき。	ごみを作らないこと（発生抑制）は最優先課題です。事業者への提案は、協働の取り組みにおける具体的な施策に盛り込みたいと考えています。(該当 29 ページ)
-------------------------------	--

8 施設のあり方について

今後の町田リサイクル文化センターのあり方についても触れるべき。	町田リサイクル文化センターの今後のあり方については、この計画が策定された次の段階で議論していくものと考えています。
---------------------------------	---

町田市 一般廃棄物資源化基本計画

2011 年 4 月

町田市

〒194-0202 町田市下小山田町 3 1 6 0 番地

環境資源部環境総務課

TEL:042-797-7112

FAX:042-797-5374